

事後審査型条件付一般競争入札（電子入札）の実施について

このことについて、下記のとおり事後審査型条件付一般競争入札（電子入札）を実施するので、参加を希望する場合は、申請書等を作成の上、提出してください。

令和8年7月14日

西都市長 押川 修一郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 令和8年度 基幹水利施設管理事業 一ツ瀬川地区 2工区 電気設備点検整備補修工事（以下「本工事」という。）
- (2) 工事場所 西都市大字穂北
- (3) 工 期 工事請負契約締結後、着工の日から令和9年1月15日まで
- (4) 工事概要 特別高圧変電所点検整備 N=1 式
平原用水機場点検整備 N=1 式
真空遮断器整備補修 N=1 式
- (5) 予定価格 15,292,200 円（消費税及び地方消費税 10%含む。）
（予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格 13,902,000 円）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

本工事に係る入札参加資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日以前 3 か月以内に、手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税、その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 本工事の公告日から入札執行日までの間に西都市建設工事等入札参加資格停止の措置に関

する要綱（平成 27 年西都市告示第 114 号）の規定による指名停止を受けていない者であること。

（6）本工事の公告日から入札執行日までの間に宮崎県の指名停止を受けていない者であること。

（7）西都市暴力団排除条例（平成 23 年西都市条例第 18 号）第 2 条第 1 号から第 3 号の規定に該当する者がいない団体であること。

（8）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項の経営事項審査の有効期間（経営事項審査の審査基準日から 1 年 7 か月）を経過していないこと。

（9）令和 8・9 年度西都市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿に登録されていること。

（10）入札に参加する者の間に、次のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

① 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合

ア 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

（ア） 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

（イ） 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

（ウ） 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

（エ） 組合の理事

（オ） その他業務を執行する者であつて、（ア）から（エ）までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札等に参加している場合、その他①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(11) 電子入札コアシステムによる電子入札システムが利用可能であること。

3 本工事における必要な資格

(1) 市税（西都市に対して納税義務のあるものに限る。）並びに都道府県税（有資格者名簿に委任された支店等で登録されている場合は、委任された営業所等の所在のもの）、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないものであること。

(2) 本公告の日現在において、建設業法第3条第1項に基づき宮崎県内に本店を有していること。

(3) 電気工事業の一般（特定）建設業許可を有していること。

(4) 最新の経営事項審査の電気工事業の総合評定値（P）が1000点以上であること。

(5) 令和3年度（過去5年以内）以降において、市及び国（公社公団を含む。）又は他の地方公共団体と、同業種の元請実績が1回以上あること。（共同企業体としての実績は代表構成員としてのものに限る。）

(6) 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者を本工事の現場に配置できる者で、次に挙げる全ての要件を満たすこと。

① 申請書等提出日以前において直接的かつ3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。

② 市及び国（公社公団を含む。）又は他の地方公共団体が発注する同業種の元請工事において、主任（監理）技術者又は現場代理人としての施工実績を有するもの。

③ 配置予定技術者は、どの工事にも専任で配置されていない者（建設業法第26条第3項により専任の主任（監理）技術者を配置しなければならない工事に該当する場合は、他のどの工事にも配置されない者）でなければならない。（現場代理人についても同様。以下同じ。）ただし、入札公告の対象工事の本契約締結日までに当該技術者が配置されている工事が完成し、検査が完了又は工期の末日が到来した場合はこの限りでない。（工事の末日までに完成通知の提出がない場合、検査の結果、補修となった場合等特殊な場合を除く。）

④ 建設業法に定める経營業務の管理責任者、営業所専任技術者、建築事務所を管理する建築士（管理建築士）及び専任の宅地建物取引主任者等の他の法律により特定の事業所において専任を要するとされている者でないこと。（現場代理人も同様）

4 設計図書等の閲覧及び入札参加申込書等の交付

本件に係る設計図書等の閲覧及び入札参加申込書等の交付は、以下により入札情報サービスよりダウンロードできるものとする。

(1) 閲覧及び交付場所 入札情報サービス (<https://www.e-nyusatsu->

joho.pref.miyazaki.lg.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj)

- (2) 閲覧及び交付期間 令和8年7月14日 9時00分から
令和8年8月20日 17時00分まで

(3) その他

設計図書等に関して質疑を行うときは、設計図書等に関する質問書（別記様式第1号）を電子メール又は持参にて提出しなければならない。

- ① 受付場所 〒881-8501 西都市財政課 西都市聖陵町二丁目1番地
電子メールアドレス：kanzai@city.saito.lg.jp
- ② 受付期間 令和8年7月14日から令和8年7月30日まで
持参する場合は、上記期間中の9時から17時まで（公告日は13時からとし、土曜日、日曜日、祝日及び平日の12時から13時までを除く。）受け付ける。
- ③ 回答方法 質疑に関する回答は、随時入札情報サービスに掲載する。
個別の回答は行わない。また、質問に対する回答は、設計図書等の追加又は修正とみなす。
最終回答は、令和8年8月7日17時までにを行う。

5 入札参加申込書等の提出

- (1) 提出場所 〒881-8501 西都市聖陵町二丁目1番地 西都市財政課
- (2) 提出期間 令和8年7月14日から令和8年7月30日17時まで（必着）
- (3) 提出方法 郵送又は持参に限る。
※郵送する場合は簡易書留又は一般書留で送付すること。
※持参する場合は、上記期間中の9時から17時まで（公告日は13時からとし、土曜日、日曜日、祝日及び平日の12時から13時までを除く。）受け付ける。
- (4) 提出書類 下記のとおり
- ① 事後審査型条件付一般競争入札（電子入札）参加申込書（別記様式第2号）
※有資格者名簿に委任された支店等で登録されている場合、支店等及び受任者（支店等の代表者）名を記載し、支店等の代表者印を押印すること。

6 入札の日時等（電子入札）

- (1) 入札書受付期間 令和8年8月18日 8時から
令和8年8月20日 8時30分まで
- (2) 入札日時 令和8年8月20日 9時00分
- (3) 工事費内訳書 必要（電子入札システムにて入札書に添付すること。）
- (4) 入札場所 西都市本庁舎北棟3階会議室

7 入札の方法等

- (1) 本件は、電子入札により執行し、落札候補者を決定する。
- (2) 入札執行回数は1回とする。
- (3) 入札参加者が1者のみの場合でも、有効なものとして入札を執行する。
- (4) 入札を辞退する場合には、入札書受付期間内に電子入札システムにて辞退届を提出すること。

8 入札書の金額

落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入力すること。

9 入札保証金

免 除

10 最低制限価格

この入札においては、最低制限価格を設定する。

11 入札参加資格確認申請

本件は、事後審査型条件付一般競争入札により執行する。円滑な入札事務執行を図るため、入札参加者は、全員、事後審査に必要な証明書類を以下のとおり提出すること。

- (1) 提 出 場 所 〒881-8501 西都市財政課 西都市聖陵町二丁目1番地
- (2) 提 出 期 限 令和8年8月19日まで（必着）
- (3) 提 出 方 法 郵送又は持参に限る。
 - ※ 郵送する場合は、簡易書留又は一般書留で送付すること。
 - ※ 持参する場合は、上記期間中の9時から17時まで（公告日は13時からとし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の12時から13時までを除く。）受け付ける。
- (4) 提 出 書 類 以下のとおり
 - ① 入札参加資格確認申請書（別記様式第3号）
 - ② （西都市に対して納税義務のあるものについては）市税完納証明書の写し
 - ③ 入札参加者所在の都道府県税納税証明書（全項目に未納がないことの証明）の写し
 - ④ 法人税、消費税及び地方消費税納税証明書（その3の3又はその3の2）の写し
 - ⑤ 工事施工実績調書（別記様式第4号）

⑥ 配置予定技術者等の資格・工事实績調書（別記様式第5号）

⑦ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

⑧ 建設業許可証明書の写し

※1. ②～④の証明書については、発行日が入札日より3か月以内のものに限る。

※2. ⑤の工事施工実績調書は、工事毎に作成すること。

※3. ⑤、⑥の調書は、可能な限り工事实績情報システム（CORINS）に登録した内容を記載すること。CORINSに登録されていない工事を記載する場合は、証明となる資料を添付すること。（ただし、西都市発注工事の場合は、不要）

※4. ⑥の要件確認書類として、標準報酬月額通知書（最新）の写しのほか、必要に応じて他に指示する資料を添付すること。

12 落札者の決定方法

（1）予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格を入札した者を落札候補者とし、入札参加資格の確認（以下「資格確認」という。）の結果、入札公告に定める資格要件を満たしていると認められた場合に落札者とする。

（2）入札金額が同額で、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに電子くじを行い、落札候補者を決定する。

（3）（1）の資格確認の結果、落札候補者に入札参加資格がないと認められた場合は、落札候補者の次に最低価格を入札した者（以下「次順位者」という。）の資格確認を行い、落札者を決定する。

（4）（3）の資格確認は、落札者を決定するまで繰り返す。

13 入札の無効に関する事項

西都市財務規則（昭和39年西都市規則第7号。以下「規則」という。）第123条に規定する場合のほか、次のいずれかに該当する入札は無効とする。

（1）入札者として資格のない者のした入札

（2）競争に際し、不当に価格をせり上げ又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札

（3）2以上の入札者の代理人となった者のした入札

14 契約の締結

（1）落札者は、市が指定する日までに契約を締結すること。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りではない。

（2）落札者が上記（1）の期日までに契約を締結しない場合は、落札者の決定を取り消す。

（3）上記（2）により落札者の決定を取り消した場合は、次順位者と随意契約交渉を行う。

（4）本契約に関する必要な費用は落札者の負担とする。

- (5) 契約締結日以降、入札結果を入札情報サービスに掲載するとともに、西都市財政課契約管財係で公表する。

15 その他

- (1) 本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、施行令、規則等の定めるところによる。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 入札参加に係る全費用は、入札参加者の負担とする。
- (4) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 本工事は週休 2 日工事の施行対象工事である。

16 契約に関する事務を担当する部局

西都市財政課

住所 〒881-8501 西都市聖陵町二丁目 1 番地

電話 0983-43-0377